

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 8 月 14 日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第21号

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（契約書の省略及び請書等の徴取） 第27条 （略） （1） 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により、契約金額が<u>250万円</u>を超えない契約を締結するとき。 （2）～（4） （略） 2 （略） （契約履行の確保） 第34条 （略） 2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合又は当該検査に係る契約の契約金額が1件<u>250万円</u>以下であるとき若しくは当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上署名又は記名押印してこれに代えることができる。 3 （略）	（契約書の省略及び請書等の徴取） 第27条 （略） （1） 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により、契約金額が<u>150万円</u>を超えない契約を締結するとき。 （2）～（4） （略） 2 （略） （契約履行の確保） 第34条 （略） 2 指定された職員は、前項の検査をしたときは直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、自治令第167条の15第3項に該当する場合又は当該検査に係る契約の契約金額が1件<u>150万円</u>以下であるとき若しくは当該契約が企業長が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完成通知書又は請求書等にその旨を記載の上署名してこれに代えることができる。 3 （略）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大阪広域水道企業団契約規程第27条第1項第1号の規定は、この規程の施行の日以後に公告する一般競争入札の方法により締結する契約並びに同日以降に指名競争入札及び随意契約の方法により締結する契約に係る契約書の作成の省略について適用し、同日前に公告し

た一般競争入札の方法により締結する契約に係る契約書の作成の省略については、なお従前の例による。